

令和 2 年度
生活交通確保維持改善計画
(令和 2 ~ 4 年度)

令和元年 6 月 日

明知鉄道沿線地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画
 (地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

令和元年6月 日

(名称) 明知鉄道沿線地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称						
恵那市地域内フィーダー系統確保維持計画						
1. 地域公共交通確保維持に係る目的・必要性						
<p>恵那市では、第二次明知鉄道沿線地域公共交通網形成計画に基づき、基幹公共交通である明知鉄道とその支線となるバスとの連携強化に努めている。特に、通学や買い物に適した路線とすることや明知鉄道との乗り継ぎダイヤの調整、通院に利用できるダイヤの確保などが必要不可欠である。</p> <p>市内のうち、上矢作地域は過疎地域自立促進特別措置法の適用地域である。上矢作地域は面積が広く、地形の大部分が山林であることが特徴であり、山間部に集落が点在していることから、市街地までのアクセスが不便な地域が非常に多い。このため、明知鉄道との結節点である岩村駅へ向かう唯一の公共交通である上矢作線は、高齢化率が45%を超え過疎化が進むこの地域に居住し、車を運転できない高齢者を中心に、生活に必要な不可欠な路線として機能している。また、明知鉄道沿線にある恵那高等学校、恵那農業高等学校、阿木高等学校、恵那南高等学校、さらにJR恵那駅で乗り換え、近隣市の高等学校へ通学する学生にとっても欠くことのできない路線である。しかし、少子高齢化と免許保有者の増加に伴い市内の多くの路線において利用者は減少を続けており、収支悪化による行政負担の増大により路線の維持が困難になりつつある。</p> <p>このため、上矢作地域では鉄道との乗り継ぎを考慮したバス路線網に再編することにより、通学・通院・買い物等の利便性の向上と利用促進を図り、運行計画の評価・改善を行ないながら、地域公共交通確保維持改善事業に取り組み、上矢作線を確保・維持することで、地域住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p> <p>また、上記の路線に加え、明知鉄道を軸とした公共交通ネットワークの構築を図る。</p>						
2. 地域公共交通確保維持の定量的な目標・効果						
(1) 事業の目標						
	基準値	目標値				
	H29	R元	R2	R3	R4	R5
自主運行バス利用者満足度を令和5年目標値となる数値とする。※1、※2	94.6%	94.9%	95.2%	95.5%	95.8%	96.0%
自主運行バス利用者に対する明知鉄道への乗換え率を平成29年度値以上とする。※3	66.6%	66.6%以上				
グリーン会員証の発行枚数を令和5年目標値となる数値とする。※2、※4	24枚	26枚	27枚	28枚	29枚	30枚

<p>※1 当協議会が年1回利用者に行うアンケート調査で「満足」「やや満足」と回答した人の割合。</p> <p>※2 第二次計画ではR5年度目標値のみ設定してあり達成状況の確認は沿線全域の各路線で行うが、上矢作線については個別に目標値を設定する。</p> <p>※3 当協議会が年1回利用者に行うアンケート調査で「行きだけ利用」「帰りだけ利用」「両方利用」と回答した人の割合。</p> <p>※4 グリーン会員証とは、登録手数料2,000円を負担することで、1乗車100円で乗車できる会員証。明知鉄道(株)が恵那市・中津川市に在住する65歳以上の方を対象に発行する。 (第二次明知鉄道沿線地域公共交通網形成計画 P.70、P.71 参照)</p>
(2) 事業の効果
<p>明知鉄道を基幹路線、バス路線をその支線とした公共交通ネットワークを構築することにより、通院・通学・買い物について、地域ごとのサービス水準が確保されるとともに、幹線沿線地域への接続により主要医療機関や主要商業施設の利用が可能な路線とダイヤを確保することができる。また、地域住民との連携を図ることで、公共交通を活かした地域づくりを実施することも可能となる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>① モビリティマネジメントの推進(利用促進・公共交通マップの作成)【実施主体：地域住民, 協議会】</p> <p>② 通学路線のルートやダイヤ、運賃の検証・改善【実施主体：バス事業者, 協議会】</p> <p>③ 鉄道・バス共通1日券の発売【明知鉄道, バス事業者】</p> <p>④ 路線検索システムの構築【恵那市】</p> <p>⑤ 日帰り旅コースの設置・運用【観光協会・交通事業者・恵那市】 (第二次明知鉄道沿線地域公共交通網形成計画 P.47 参照)</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>・概要 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。</p> <p>・その他 別紙「上矢作地区路線図」、「時刻表」、「運賃表」を添付。</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
恵那市
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
平和コーポレーション株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
該当なし

1 1. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
1 2. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付。
1 3. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
上矢作線は、初年度登録から 13 年以上を経過した車両で運行している。当車両については耐用年数も過ぎており、修繕費が嵩むなど安全性の確保が困難になりつつある。また、主に高齢者をはじめとする移動が困難な方の通院や買い物などの日常生活に利用されており、近年は低床化が望まれていた。このため、利用者の安全性（フラットフロア）、経済性（故障等の減）、機動性を向上させるため、バリアフリー仕様のノンステップバスを導入する必要がある。
1 4. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
収支率を 9.5%以上とする。(平成 28 年度収支率 9.5%)
(2) 事業の効果
① 現在の車両より機動性・制動制が上がるため、効率的で安全な運行が行われるとともに、国道から横道車庫バス停へ至る集落内の、狭い道路を通行する際の安全性も確保される。
② ノンステップバスは乗降口の段差が無く、バスを利用する高齢者等にとって乗降の負担が軽減される。利用環境が改善されることにより利用者の増加が期待され、バス事業の維持・活性化・収入増が期待される。
1 5. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 8」を添付。
1 6. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 車両の代替による費用削減等の内容
車両の保守点検修繕にかかる費用について事業者による負担となっているため、新規車両へ更新することによりこれらの費用の圧縮につながる。また、現在の車両より高効率化されるため燃料費等の経費も削減される。
(2) 代替車両を活用した利用促進策
① 新規車両の出発式を開催
② 利用者の現状・実態に合わせた運行ダイヤの構築
③ 利用者数にマッチした車両になることによる地域コミュニティの提供
1 7. 協議会の開催状況と主な議論

H26. 6. 12	第 21 回	H26 年度事業計画・収支予算について承認 明知鉄道生活交通改善事業計画について承認 生活交通ネットワーク計画策定について承認
H27. 1. 15	第 22 回	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の承認 明知鉄道沿線地域公共交通網形成計画の承認
H27. 6. 4	第 23 回	H27 年度事業計画・収支予算について承認 明知鉄道生活交通改善事業計画について承認 生活交通確保維持改善計画について承認
H28. 10. 23	第 24 回	明知鉄道沿線地域公共網形成計画の一部変更について承認（書面議決）
H28. 1. 12	第 25 回	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の承認
H28. 6. 9	第 26 回	H28 年度事業計画・収支予算について承認 明知鉄道生活交通改善事業計画について承認 生活交通確保維持改善計画について承認
H29. 1. 11	第 27 回	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の承認
H29. 6. 14	第 28 回	H29 年度事業計画・収支予算について承認 明知鉄道生活交通改善事業計画について承認
H29. 6. 20	第 29 回	生活交通確保維持改善計画について承認（書面議決）
H30. 1. 10	第 30 回	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の承認
H30. 6. 7	第 31 回	H30 年度事業計画・収支予算について承認 明知鉄道生活交通改善事業計画について承認 生活交通確保維持改善計画について承認
H30. 7. 10	第 32 回	前計画の総括・課題整理について承認 課題解決の方向性について承認
H30. 8. 7	第 33 回	第二次明知鉄道沿線地域公共交通網形成計画方針（案）について承認 アンケート調査の実施について承認
H30. 12. 7	第 34 回	アンケート調査結果について承認 第二次明知鉄道沿線地域公共交通網形成計画（案）について承認 第二次明知鉄道沿線地域公共交通網形成計画（案）の意見公募について承認
H31. 1. 9	第 35 回	第二次明知鉄道沿線地域公共交通網形成計画について承認 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の承認
R1. 6. 12	第 36 回	R1 年度事業計画・収支予算について 明知鉄道生活交通改善事業計画について 生活交通確保維持改善計画について

18. 利用者等の意見の反映状況

- ・利用者、市民代表を含む協議会の意見や地域要望、市民アンケート調査を反映させ本事業計画を作成している。
- ・運行事業に聞取りを行い、運転手などに寄せられた利用者意見の集約をしている。

19. 協議会メンバーの構成員

公共交通事業者	明知鉄道(株) 東濃鉄道(株) 平和コーポレーション(株)
道路管理者	岐阜県恵那土木事務所施設管理課

	恵那市建設部建設課
公安委員会	岐阜県警恵那警察署交通課
住民代表	恵那市地域自治区会長会議 阿木地区区長会
関係経済団体等	恵那商工会議所、恵那市恵南商工会 恵那市観光協会 明知鉄道連絡協議会
関係市町村	恵那市商工観光部長 中津川市定住推進部長
学識経験者	名古屋大学大学院環境学研究科地域戦略研究室教授
監事	恵那市会計管理者 中津川市会計管理者
その他会長が必要と認める者	中部運輸局鉄道部計画課長 中部運輸局岐阜運輸支局首席運輸企画専門官（企画調整） 中部運輸局岐阜運輸支局首席運輸企画専門官（輸送・監査） 岐阜県都市建築部公共交通課長 恵那県事務所長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1
（所 属）恵那市商工観光部観光交流課公共交通係
（氏 名）篠原 直文
（電 話）0573-26-2111（内線389）
（e-mail）Kankokoryu@city.ena.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統)

令和2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準にて該 当する要件 (別表7のみ)
岐阜県 恵那市	平和コーポレーション(株)	(1) 上矢作線	大野	押山	岩村駅 前	往 22.3km	241日	120.5回		路線定期運行	②(1)	路線バス停・鉄道に併 設(明知鉄道・岩村駅)	③
		(2) 上矢作線	構造車 庫	道の駅	岩村駅 前	往 13.3km 復 13.3km	365日	99.3回		路線定期運行	②(1)	路線バス停・鉄道に併 設(明知鉄道・岩村駅)	③
		(3) 上矢作線	押山	構造車庫	岩村駅 前	往 24.1km 復 24.1km	365日	244.5回		路線定期運行	②(1)	路線バス停・鉄道に併 設(明知鉄道・岩村駅)	③
		(4) 上矢作線	大野	上矢作振 興事務所 前	岩村駅 前	復 29.4km	241日	120.5回		路線定期運行	②(1)	路線バス停・鉄道に併 設(明知鉄道・岩村駅)	③
		(5) 上矢作線	大野	構造車庫	岩村駅 前	復 29.1km	241日	241回		路線定期運行	②(1)	路線バス停・鉄道に併 設(明知鉄道・岩村駅)	③
		(6) 上矢作線	構造車 庫	道の駅	ハロ-岩 村店	往 15.1km 復 15.2km	241日	482回		路線定期運行	②(1)	路線バス停・鉄道に併 設(明知鉄道・岩村駅)	③
		(7) 上矢作線	大野	構造車庫	ハロ-岩 村店	往 31.2km 復 31.3km	241日	241回		路線定期運行	②(1)	路線バス停・鉄道に併 設(明知鉄道・岩村駅)	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	恵那市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	45,366
交通不便地域	1,827

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,827	恵那郡上矢作町	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
45,366	$45,366人 \times 120円 \times 1.0 + 200万円$	7,443千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表8 車両の取得計画の概要(地域内ライダーシステム)

地方公共団体名	貸与を受ける事業者名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種類			乗車定員	購入年月
				イ	ロ	ハ		
岐阜県恵那市	平和コーポレーション(株)	1	(1)~(7) 上矢作線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	32	平成30年12月

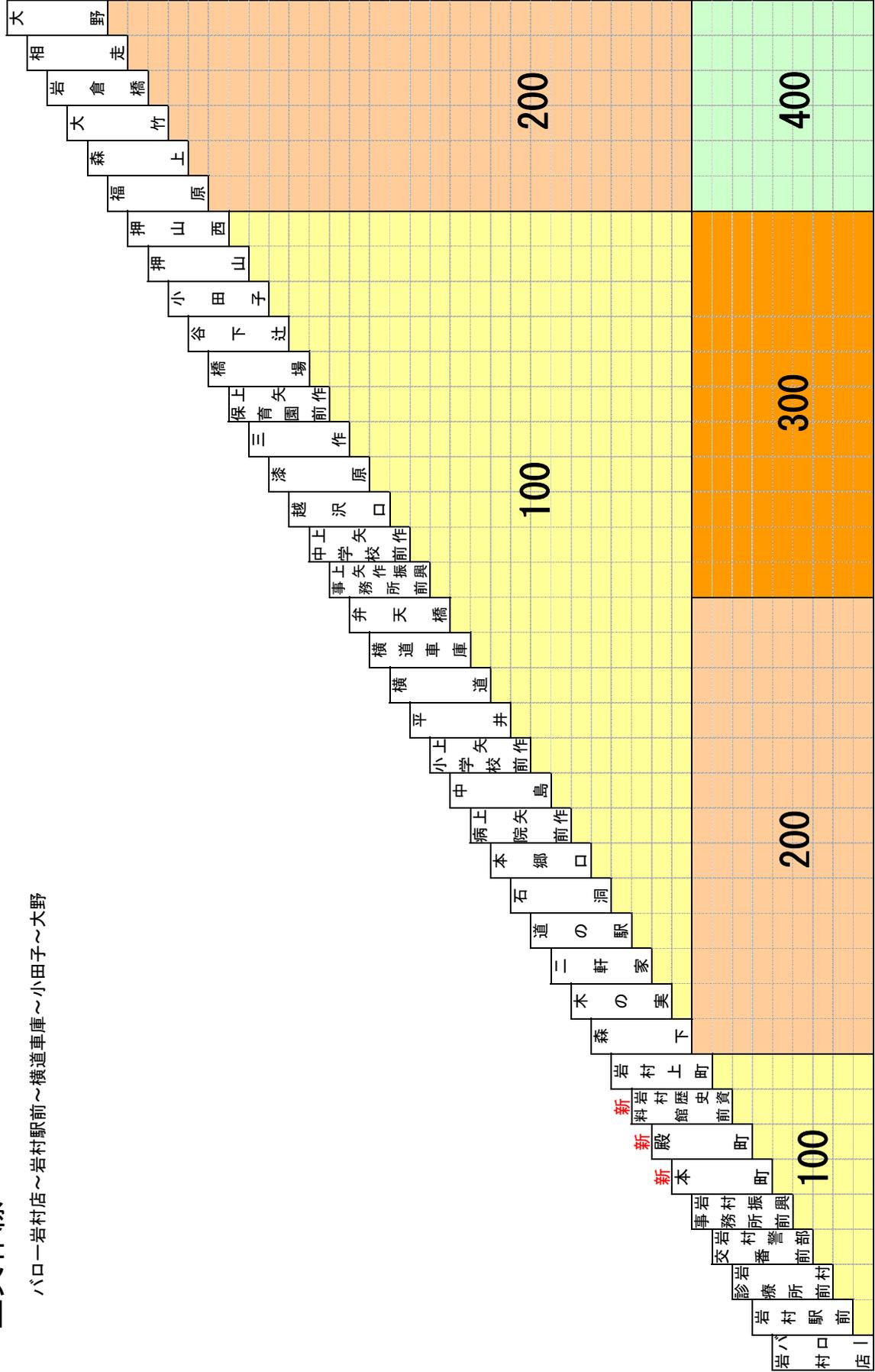
(注)

1. 「補助対象車両の種類」については、イ欄にノンステップ型、ワンストップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号))に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。

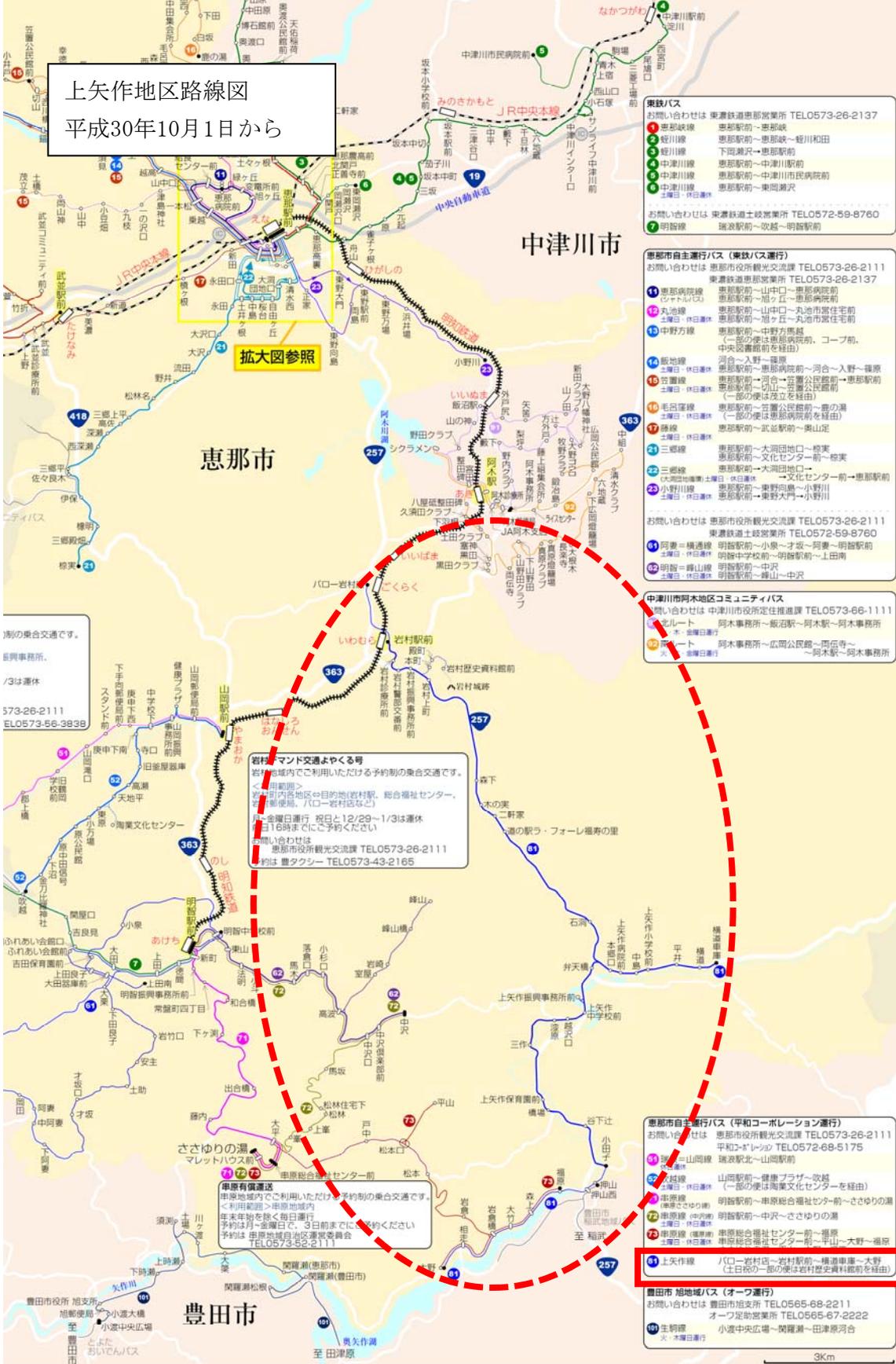
上矢作線

平成30年10月1日改正

バロ一岩村店～岩村駅前～横道車庫～小田子～大野



上矢作地区路線図
平成30年10月1日から



東鉄バス
お問い合わせは 東濃鉄道恵那営業所 TEL0573-26-2137

- 1 恵那線 恵那駅前～恵那
- 2 短川線 恵那駅前～恵那～短川和田
- 3 短川線 下院津沢～恵那駅前
- 4 中津川線 恵那駅前～中津川駅前
- 5 中津川線 恵那駅前～中津川市民病院前
- 6 中津川線 恵那駅前～東岡渡沢

お問い合わせは 東濃鉄道土岐営業所 TEL0572-59-8760

- 7 明倫線 瑞浪駅前～吹越～明倫駅前

恵那市自主運行バス(東鉄バス運行)
お問い合わせは 恵那市役所観光交流課 TEL0573-26-2111
東濃鉄道恵那営業所 TEL0573-26-2137

- 11 恵那病院線 恵那駅前～山中口～恵那病院前
- 12 丸池線 恵那駅前～山中口～丸池市営住宅前
- 13 中野方線 恵那駅前～中野方馬場
- 14 飯地線 河合～入野～飯地
- 15 笠置線 恵那駅前～河合～笠置公民館前～恵那駅前
- 16 毛呂庄線 恵那駅前～笠置公民館前～豊の湯
- 17 藤線 恵那駅前～武笠～奥山定
- 18 三郷線 恵那駅前～大洞田地口～富美
- 19 三郷線 恵那駅前～文化センター前～恵那駅前
- 20 小野川線 恵那駅前～東野向原～小野川

お問い合わせは 恵那市役所観光交流課 TEL0573-26-2111
東濃鉄道土岐営業所 TEL0572-59-8760

- 21 阿妻～横通線 明倫駅前～小泉～才波～阿妻～明倫駅前
- 22 明倫～輝山線 明倫駅前～中沢

中津川市阿木地区コミュニティバス
お問い合わせは 中津川市役所定住推進課 TEL0573-66-1111

- 1 阿木ルート 阿木事務所～飯沼駅～阿木駅～阿木事務所
- 2 阿木ルート 阿木事務所～広岡公民館～両儀寺～阿木駅～阿木事務所

岩村マンド交通やぐる号
岩村市域内でご利用いただける予約制の集合交通です。
＜ご利用範囲＞
岩村市内各地区(目的地:岩村駅、総合福祉センター、市民会館、パロ～岩村店など)
＜運行＞
1～金曜日運行 祝日と12/29～1/3は運休
1日6時までにご予約ください
お問い合わせは 恵那市役所観光交流課 TEL0573-26-2111
予約は 豊タクシー TEL0573-43-2165

甲原有償運送
甲原地域内でご利用いただける予約制の集合交通です。
＜利用範囲＞甲原地域内
年末年始を除く毎日運行
予約は1ヶ月前まで、3日前までにはご予約ください
予約は 甲原地域自治体連携委員会
TEL0573-52-2111

恵那市自主運行バス(平和コーポレーション運行)
お問い合わせは 恵那市役所観光交流課 TEL0573-26-2111
平和コーポレーション TEL0572-68-5175

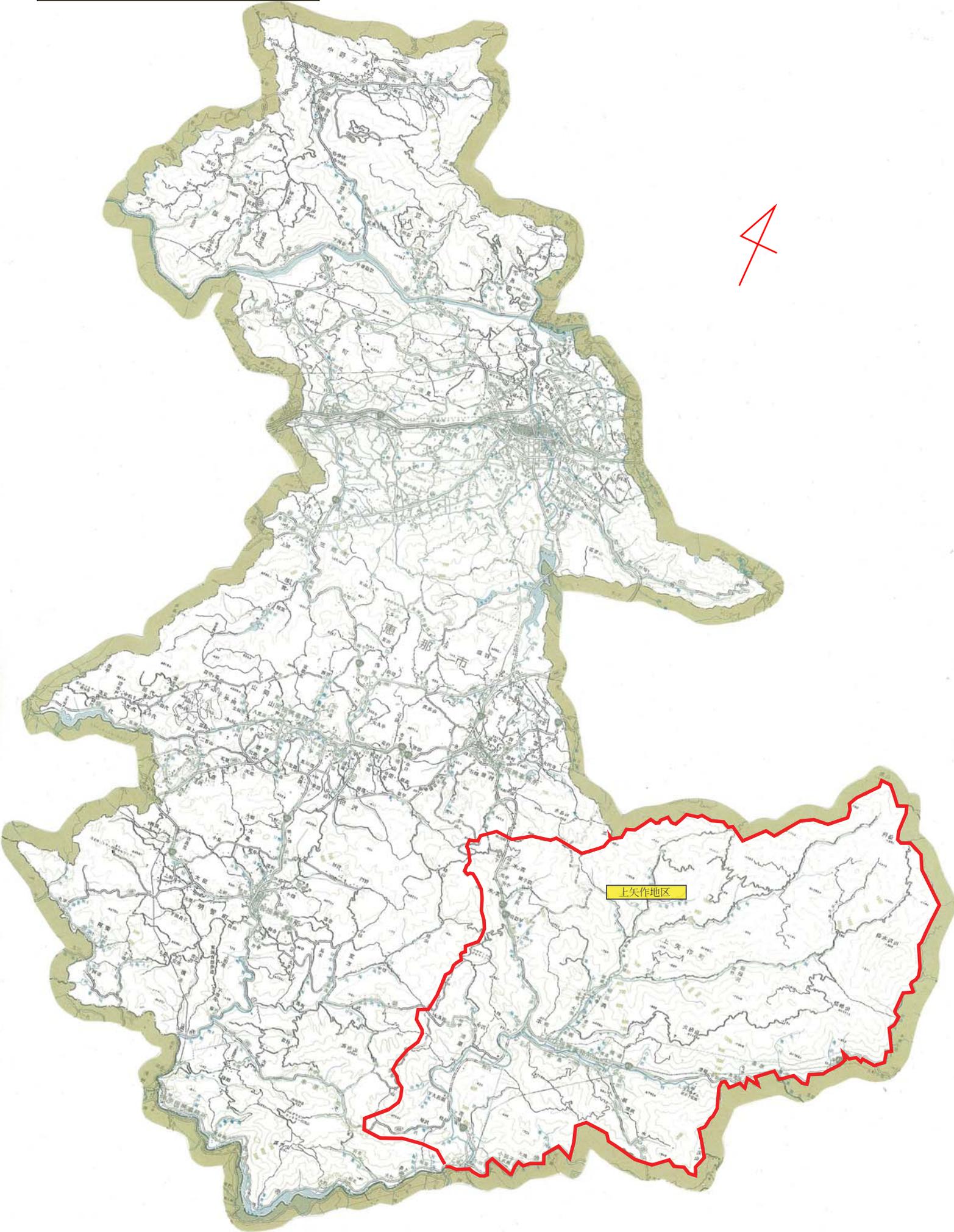
- 31 山岡線 瑞浪駅北～山岡駅前
- 32 山岡線 山岡駅前～健康プラザ～吹越
- 33 山岡線 山岡駅前～健康プラザ～吹越
- 34 山岡線 山岡駅前～吹越
- 35 山岡線 山岡駅前～吹越
- 36 山岡線 山岡駅前～吹越
- 37 山岡線 山岡駅前～吹越
- 38 山岡線 山岡駅前～吹越
- 39 山岡線 山岡駅前～吹越
- 40 山岡線 山岡駅前～吹越

31 上矢作線 パロ～岩村区～岩村駅前～梅道車庫～大野
(土日祝の一部の便は岩村歴史資料館前を経由)

豊田市 旭地域バス(オーフ運行)
お問い合わせは 豊田市旭支所 TEL0565-68-2211
オーフ定期営業所 TEL0565-67-2222

- 41 主幹線 小波中央広場～関羅瀬～田津原河合

※:本線日運行



総人口
51,073人

人口集中地区
5,707人

人口集中地区以外
45,366人

国勢調査人口(平成27年)より

表示項目選択 >

レイアウト設定 >

時間軸(年次) 2015年

		(人口) 総数 [人]
全域	恵那市	51,073
	(旧 210 恵那市)	33,548
	(旧 567 岩村町)	5,058
	(旧 568 山岡町)	4,232
	(旧 569 明智町)	5,489
	(旧 570 串原村)	786
	(旧 571 上矢作町)	1,960
人口集中地区	恵那市	5,707
	(旧 210 恵那市)	***
	(旧 567 岩村町)	***
	(旧 568 山岡町)	***
	(旧 569 明智町)	***
	(旧 570 串原村)	***
	(旧 571 上矢作町)	***

人口集中境界図(平成27年)より



恵那市人口・世帯表（住民基本台帳）

					平成31年4月1日現在	
町名	区分	男	女	人口計	世帯数	備考
大井町	住民登録	6,297	6,630	12,927	5,314	
	外国人住民	159	118	277	169	
	計	6,456	6,748	13,204	5,483	
長島町	住民登録	4,559	4,746	9,305	3,743	
	外国人住民	69	58	127	66	
	計	4,628	4,804	9,432	3,809	
東野	住民登録	843	848	1,691	631	
	外国人住民	4	8	12	4	
	計	847	856	1,703	635	
三郷町	住民登録	1,136	1,229	2,365	865	
	外国人住民	2	7	9	0	
	計	1,138	1,236	2,374	865	
武並町	住民登録	1,461	1,504	2,965	1,114	
	外国人住民	70	85	155	143	
	計	1,531	1,589	3,120	1,257	
笠置町	住民登録	597	613	1,210	432	
	外国人住民	1	0	1	0	
	計	598	613	1,211	432	
中野方町	住民登録	716	828	1,544	553	
	外国人住民	4	5	9	4	
	計	720	833	1,553	557	
飯地町	住民登録	296	331	627	248	
	外国人住民	3	5	8	3	
	計	299	336	635	251	
岩村町	住民登録	2,341	2,466	4,807	1,819	
	外国人住民	38	72	110	70	
	計	2,379	2,538	4,917	1,889	
山岡町	住民登録	2,004	2,124	4,128	1,492	
	外国人住民	45	25	70	54	
	計	2,049	2,149	4,198	1,546	
明智町	住民登録	2,488	2,694	5,182	2,012	
	外国人住民	49	32	81	42	
	計	2,537	2,726	5,263	2,054	
串原	住民登録	373	381	754	303	
	外国人住民	2	7	9	8	
	計	375	388	763	311	
上矢作町	住民登録	868	927	1,795	761	
	外国人住民	4	28	32	9	
	計	872	955	1,827	770	
合計	住民登録	23,979	25,321	49,300	19,287	
	外国人住民	450	450	900	572	
	合計	24,429	25,771	50,200	19,859	